

○各種通知書レイアウト

ア 高額療養費支給決定通知書 年間見込数 424,800 通

〒

住所1
住所2
住所3
住所4
住所5

氏名

カスタマーバーコード

通し番号
31 4○○○○○○○○○ K
(お問い合わせ先)

市町村名
担当課名
市町村電話番号

熊本県後期高齢者医療広域連合
〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号 (熊本市町村自治会館2階)
給付課 給付班 電話 (096) 288-6050

ご案内は内側にあります。
矢印の方向にゆっくりと開いてご覧ください。

後期高齢者医療高額療養費支給決定通知書

熊広医給第 号
年 月 日

後期高齢者医療高額療養費の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号

被保険者氏名 様

診 療 月	支 払 額
合 計 額	円

- 1 後期高齢者医療高額療養費は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給されます。
- 2 高額療養費につきまして、指定された下記の口座に振り込みました。
- 3 医療費額に差額が生じた診療月がある場合には、支給額を調整し、調整した額をお振り込みいたします。
(支給額にマイナス金額が表示されている診療月がある場合は、今回の支給額にて調整しています。)
- 4 今回の支給決定以降、医療費額に差額が生じた場合には、次回以降の高額療養費で調整させていただきますので、ご了承ください。

金融機関名	
支 店 名	
口座名義人カナ	
振 込 日	

熊本県後期高齢者医療広域連合
熊本県後期高齢者医療広域連合長之印

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でない限り、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、熊本県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

イ 療養費支給決定通知書 年間見込数 16,800 通

後期高齢者医療療養費支給決定通知書

熊広医給第 号
年 月 日

付で申請のあった、後期高齢者医療療養費の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

〒

住所 1
住所 2
住所 3
住所 4
住所 5

被保険者番号

被保険者氏名 様

氏名

診 療 月	
-------	--

カスタマーバーコード

支 給 金 額		円
---------	--	---

通し番号

31 4000000000 R

(お問い合わせ先)

市町村名
担当課名
市町村電話番号

上記の金額を下記の口座に振り込みます。

金融機関名	
支 店 名	
口座名義人カナ	
振 込 予 定 日	

差 熊本県後期高齢者医療広域連合

出 〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号(熊本市町村自治会館2階)

人 給付課 給付班 電話(096)288-6050

熊本県後期高齢者医療広域連合
熊広医給
合長之印

- 1 後期高齢者医療療養費は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給されます。
- 2 療養費について、左記に書かれている指定口座に振り込みます。
- 3 次回療養費の支給申請をするときは、振込先を確認しますので、預金通帳等を市町村の窓口へお持ちください。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、熊本県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

ご案内は内側にあります。

矢印の方向にゆっくりと開いてご覧ください。

ウ 葬祭費支給決定通知書 年間見込数 21,600 通

後期高齢者医療葬祭費支給決定通知書

熊広医給第 号
年 月 日

付で申請のあった、後期高齢者医療葬祭費
の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 後期高齢者医療葬祭費は、高齢者の医療の確保に関する法律及び熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定により支給されます。
- 2 葬祭費について、左記に書かれている指定口座に振り込みます。
ただし、口座振込不能の場合は、口座確認処理のため、再振込が振込予定日から2週間程度遅くなります。

〒

住所 1
住所 2
住所 3
住所 4
住所 5

被保険者番号

被保険者氏名 様

氏名

死 亡 年 月 日	
-----------	--

カスタマーバーコード

支 給 金 額		円
---------	--	---

通し番号

31 4〇〇〇〇〇〇〇〇 S

(お問い合わせ先)

市町村名

担当課名

市町村電話番号

熊本県後期高齢者医療広域連合

出入 862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号 (熊本県市町村自治会館2階)

給付課 給付班 電話 (096) 288-6050

上記の金額を下記の口座に振り込みます。

金融機関名	
支 店 名	
口座名義人カナ	
振込予定日	

熊本県後期高齢者医療広域連合



ご案内は内側にあります。

矢印の方向にゆっくりと開いてご覧ください。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、熊本県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。